

令和7年度 神戸市確認指導監査基準【新制度幼稚園】

着眼点	最低基準（厚生労働省令）をはじめ、関係法令、通達等に基づき実施する指導監査の範囲及び主な観点を示しています。
根拠法令等	着眼点ごとに、最低基準等の関係根拠法令、通達及びその説明内容を示しています。
指導監査基準	着眼点ごとに、不備、不適正等が認められる場合に、その指導を行う内容の基準を示しています。
区分	不備・不適正等の状況は多種多様であるため、特に適正な法人運営、施設運営及び利用者待遇を確保する観点から、以下のとおり、是正・改善等を指摘、指導する際の標準的な区分を設定しています。
【C】 是正の報告を要する事項 (重要事項)	<ul style="list-style-type: none">最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者待遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれがある事項。改善の報告をする事項で、改善報告の内容が履行されないもの。 <p>※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の是正状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、是正の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（是正報告書）の報告を求めます。</p>
【B】 改善の報告を要する事項	<ul style="list-style-type: none">最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者待遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれがある事項。周知期間が十分経過していない最低基準等関係法令・通達に係る改正事項で、重大な支障を生じていないもの。 <p>※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の改善状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、改善の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（改善報告書）の報告を求めます。</p>
【A】 指導・助言する事項	<ul style="list-style-type: none">最低基準その他根拠法令等に抵触しているが、その程度が軽微であるか、改善が見込まれるため、指導を行う事項。施設運営管理や利用者への待遇に資するものと考えられる事項についての助言。「助言」と明示します。 (状況・内容により、実地において口頭で指導を行う場合があります。) <p>※法人又は施設において、自主的な是正・改善措置をとることを指導するもので、報告書の提出は求めませんが、次回監査時に改善されていなければ、B又はC指摘する場合があります（「助言」を除く。）。</p>

* 不備・不適合な事項について、文書による指摘を受けるまでに自主的に改善を進めている事案については、評価区分を1～2区分より軽易な事項として取り扱う場合があります。

根拠法令、通知等

省略標記	正式名称	公布年月日	改正
子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法	平成24年法律第65号	平成24年8月22日 令和7年4月25日
子ども・子育て支援法施行令	子ども・子育て支援法施行令	平成26年政令第213号	平成26年7月9日 令和7年4月1日
子ども・子育て支援法施行規則	子ども・子育て支援法施行規則	平成26年内閣府令第44号	平成26年6月9日 令和7年4月1日
特定教育・保育施設等運営基準	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	平成26年内閣府令第39号	平成26年4月30日 令和7年4月1日
特定教育・保育施設等運営基準条例	神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	神戸市条例第21号	平成26年10月1日
幼稚園設置基準	幼稚園設置基準	文部省令第32号	昭和31年12月13日 平成26年7月31日
児童福祉法	児童福祉法	昭和22年法律第164号	昭和22年12月12日 令和7年4月25日
特定子ども・子育て支援施設運営基準	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	平成26年内閣府令第39号	平成26年4月30日 令和7年4月1日
学校教育法	学校教育法	昭和22年法律第26号	昭和22年3月31日 令和7年4月25日
学校教育法施行規則	学校教育法施行規則	昭和22年文部省令第11号	昭和22年5月23日 令和7年4月1日
学校保健安全法	学校保健安全法	昭和33年法律第56号	昭和33年4月10日 平成28年4月1日
学校保健安全法施行令	学校保健安全法施行令	昭和33年政令第174号	昭和33年6月10日 平成28年4月1日
学校保健安全法施行規則	学校保健安全法施行規則	昭和33年文部省令第18号	昭和33年6月13日 令和5年5月8日
薬事法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	昭和35年法律第145号	昭和35年8月10日 令和7年4月1日
児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律	平成12年法律第82号	平成12年5月24日 令和7年4月25日
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	令和3年法律第57号	令和5年7月13日
教育要領	幼稚園教育要領	文部科学省告示第62号	平成29年3月31日 平成29年3月31日
消防法	消防法	昭和23年法律第186号	昭和23年7月24日 平成29年3月31日
消防法施行令	消防法施行令	昭和36年政令第37号	昭和36年3月25日 令和元年12月13日
消防法施行規則	消防法施行規則	昭和36年自治省令第6号	昭和36年4月1日 平成31年4月1日
市火災予防条例	神戸市火災予防条例	神戸市条例第6号	昭和37年4月1日 令和7年4月1日
労基法	労働基準法	昭和22年法律第49号	昭和22年4月7日 令和7年6月1日
労基法施行規則	労働基準法施行規則	昭和22年厚生省令第23号	昭和22年8月30日 令和7年6月1日

根拠法令、通知等

省略標記	正式名称	公布年月日	改正
高年齢者雇用安定法	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	昭和46年法律第68号	昭和46年5月25日 令和4年10月1日
育児・介護休業法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	平成3年法律第76号	平成3年5月15日 令和7年10月1日
最低賃金法	最低賃金法	昭和34年法律第137号	昭和34年4月15日 令和7年6月1日
労働安衛法	労働安全衛生法	昭和47年法律第57号	昭和47年6月8日 令和7年6月1日
労働安衛規則	労働安全衛生規則	昭和47年労働省令第32号	昭和47年9月30日 令和7年10月29日
パートタイム・有期雇用労働法	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	平成5年法律第76号	平成5年6月18日 令和2年6月1日
健康保険法	健康保険法	大正11年法律第70号	大正11年4月22日 令和7年6月20日
厚生年金保険法	厚生年金保険法	昭和29年法律第115号	昭和29年5月19日 令和7年12月1日
労働者災害補償保険法	労働者災害補償保険法	昭和22年法律第50号	昭和22年4月7日 令和7年6月1日
雇用保険法	雇用保険法	昭和49年法律第116号	昭和49年12月28日 令和7年10月1日
労働施策総合推進法	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	昭和41年法律第132号	昭和41年7月21日 令和7年6月1日
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和47年法律第113号	昭和47年7月1日 令和7年6月1日
県受動喫煙防止条例	兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例	兵庫県条例第18号	平成24年3月21日 令和2年4月1日
県受動喫煙防止施行規則	兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例施行規則	兵庫県規則第21号	平成24年3月30日 令和2年4月1日

指導要録通知	幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について	府子本第315号 29初幼教第17号 子保発0330第3号	平成30年3月30日	
教育・保育施設等における事故の報告等について	教育・保育施設等における事故の報告等について	こ成安第36号 5教参考第39号	令和6年3月22日	
事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて	府子本第192号 27文科初第1789号 雇児保発0331第3号	平成28年3月31日	
園児見落とし等発生防止の徹底通知	保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について	厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室	令和4年4月11日	

根拠法令、通知等

省略標記	正式名称	公布年月日	改正
園児見落とし等発生防止の徹底・事案発生時報告	園児の見落とし等の発生防止に向けた取り組みの徹底及び事案発生時の報告について	神戸市こども家庭局 神子事第139号	令和4年4月20日
虐待防止ガイドライン	保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン	こ成保44 5文科初第420号	令和5年5月12日 令和7年8月29日
保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について	保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について	こ成基第42号	令和6年3月29日 令和7年3月25日
個人情報適正管理通知	個人情報の適正な管理の徹底について	神戸市こども家庭局 神子事第944号	平成28年10月14日
睡眠時安全対策の手引き	神戸市保育所（園）における睡眠時の安全対策の手引き	神戸市こども家庭局	平成26年2月5日
プール活動等事故防止通知	教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について	こども家庭庁、文科省、消費者庁連名事務連絡	令和6年5月31日 令和7年6月3日
プール活動等記録作成等通知	プール活動・水遊びを行う場合の事故の防止および記録の作成について	神戸市こども家庭局 神子事第337号	平成30年6月1日
プール衛生基準通知	遊泳用プールの衛生基準について	健衛発第0528003号	平成19年5月28日
アレルギー対応ガイドライン	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」について	雇児保発1014第1号	平成23年3月17日 平成31年4月25日
アレルギー対応の手引き	神戸市教育・保育施設等におけるアレルギー対応の手引き	神戸市こども家庭局	平成28年3月 令和2年2月
感染症対策ガイドライン	保育所における感染症対策ガイドライン	雇児保発0330第3号	平成24年11月30日 令和5年5月1日
感染症予防対策マニュアル	神戸市教育・保育施設等における感染症予防対策マニュアル	神戸市こども家庭局	平成29年6月
フッ化物洗口マニュアル	保育所（園）フッ化物洗口実施マニュアル	神戸市こども家庭局	平成28年5月 令和2年5月
エピペン処方児童への対応通知	自己注射が可能な「エピペン」（エピネフリン自己注射薬）を処方をされている入所児童への対応について	雇児保発1014第2号	平成23年10月14日
大量調理マニュアル	大量調理施設衛生管理マニュアル	衛食第85号	平成9年3月24日 平成28年10月6日
中小規模衛生管理徹底通知	中小規模調理施設における衛生管理の徹底について	衛食第201号	平成9年6月30日
児童安全確保通知	児童福祉施設等における児童の安全の確保について	雇児発第402号	平成13年6月15日
公定価格留意事項	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	府子本第852号 29文科初第993号 子発1027第1号	平成30年4月16日 令和7年4月11日

根拠法令、通知等

省略標記	正式名称	公布年月日	改正
業務管理体制の整備について	特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備について	内閣府子ども・子育て本部	平成27年8月10日
消防用設備等届出運用通知	消防用設備等に係る届出等に関する運用について	消防予第192号	平成9年12月5日
個人情報保護法ガイドライン（通則編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）	平成28年11月策定	平成29年5月30日適用 平成30年12月25日
安全確保活動措置指針	子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針	兵庫県告示第275号	平成19年3月20日
労働時間適正把握措置ガイドライン	労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン	基発第339号	平成13年4月6日 平成29年1月20日
パートタイム・有期雇用労働者指針	事業主が講すべき短時間労働者・有期雇用労働者の改善等に関する措置等についての指針（パートタイム・有期労働指針）	厚労省告示第326号	平成19年10月1日 平成30年12月28日
短時間労働者雇用管理改善通知	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について	基発第130号第1号 職発第130号第6号 雇均発第130号第1号 開発第130号第1号	平成31年1月30日 令和5年10月12日
腰痛予防対策指針	職場における腰痛予防対策指針	基発0618第4号	平成25年6月18日
受動喫煙防止対策通知	受動喫煙防止対策について	健発0225第2号	平成22年2月25日 令和1年6月11日
特定教育・保育適正会計通知	適正な業務執行の徹底について	神ニ子事第1142号	令和5年1月17日

新制度幼稚園 確認指導監査基準 目次

1 児童福祉施設の一般原則等	… p. 1	11 支給認定子どもの健康及び安全・事故防止	… p. 7	21 利益供与等の禁止	… p. 18
2 職員配置	… p. 1	12 食事提供・衛生管理	… p. 11	22 職員の処遇	… p. 18
3 学級編制の基準	… p. 3	13 非常災害・防火対策	… p. 12	23 受動喫煙防止対策	… p. 21
4 受給資格等の確認と支給認定の申請に係る援助	… p. 3	14 記録の整備	… p. 13	24 特定子ども・子育て支援施設運営基準の遵守	… p. 21
5 設置者の責務	… p. 3	15 教育及び保育を行う期間及び時間	… p. 14	25 適正な会計処理	… p. 23
6 小学校就学前子どもの選考等	… p. 4	16 教育及び保育の内容に関する目標	… p. 15	26 特定教育・保育に関する情報の報告及び公表	… p. 23
7 虐待等の禁止	… p. 4	17 特定教育・保育に関する評価	… p. 16		
8 重要事項の説明	… p. 5	18 子育ての支援	… p. 16		
9 利用者負担額等	… p. 5	19 個人情報の適正管理	… p. 17		
10 苦情解決の取組み	… p. 6	20 業務管理体制の整備	… p. 17		

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
1 児童福祉施設の一般原則等				
(1) 人権への配慮と人格の尊重	園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営しているか。	子ども・子育て支援法第33条第6項 特定教育・保育施設等運営基準第3条第2項	園児の人権の配慮や人格を尊重した運営をしていないので、是正すること。	C
(2) 地域社会との密接な連携	地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めているか	特定教育・保育施設等運営基準第3条第3項	地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等との密接な連携に努めること	A
(3) 地域との連携等	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を実行する等の地域との交流に努めているか。	特定教育・保育施設等運営基準第31条	地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を実行する等の地域との交流に努めること。	A
(4) 教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則	教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	特定教育・保育施設等運営基準第24条	教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いが認められたので是正すること。	C
(5) 適切な環境の確保	良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第3条第1項	全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指していないので、改めること。	A
(6) 人権の擁護	当該園を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。	特定教育・保育施設等運営基準第3条第4項	子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行っていないので、改善すること。	B
			職員に対し、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、研修を実施する等の措置を講じていないので、改善すること。	B
2 職員配置				
(1) 園長の配置	園長を配置しているか。	幼稚園設置基準第5条第1項	園長が配置されていないので、是正すること。	C
	暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの者をいう。）ではないか。	特定教育・保育施設等運営基準条例第7条	資格要件を満たしていないので、是正すること。	C
	園長が専任でない場合は、原則として上記の定める員数を1人増加しているか。	幼稚園設置基準第5条第3項	配置基準を満たしていないので、是正すること。	C

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(3) 学級担任の配置	各学級ごとに専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭を1人以上置いているか。 (専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもって代える場合を除く。)	幼稚園設置基準第5条第1項、第2項	配置基準を満たしていないので、是正すること。	C
(4) 養護助教諭の配置	養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭を配置するよう努めているか。	幼稚園設置基準第5条第3項	養護助教諭を配置するよう努めること。	A
(5) 事務職員の配置	事務職員を配置するよう努めているか。	幼稚園設置基準第5条第3項	事務職員を配置するよう努めること。	A
(6) 学校医の配置	学校医を配置しているか。	学校保健安全法第23条 学校保健安全法施行規則第22条から第24条まで	学校医が配置されておらず、必要な医学的管理を行っていないので、是正すること。	C
(7) 学校歯科医の配置	学校歯科医を配置しているか。		学校歯科医が配置されておらず、必要な医学的管理を行っていないので、是正すること。	C
(8) 学校薬剤師の配置	学校薬剤師を配置しているか。		学校薬剤師が配置されておらず、必要な医学的管理を行っていないので、是正すること。	C
(9) 勤務体制の確保	支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めているか。	特定教育・保育施設等運営基準第21条第1項	適切な特定教育・保育を提供することができる職員の勤務体制を定められていないので、是正すること。	C
	当該園の職員によって特定教育・保育を提供しているか。 (ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	特定教育・保育施設等運営基準第21条第2項	特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼす業務を園の職員以外の者が行っているので、是正すること。	C
(10) 研修の機会の確保	職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第21条第3項	公定価格には、代替要員等に係る経費が含まれていることを踏まえ、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するよう改善すること。	B
(11) 幼稚園教諭の任命又は雇用	幼稚園教諭を任命又は雇用しようとするときは、国のデータベース（特定免許状失効者管理システム）を活用しているか。	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第7条第1項	任命権者等が、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときに特定免許状失効者管理システムを活用していないので、是正すること。	B
(12) 保育士の任命又は雇用	保育士を任命又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、国のデータベース（保育士特定登録取消者管理システム）を活用しているか。	児童福祉法第18条の20の4第3項 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について	任命権者等が、保育士を任命し、又は雇用しようとするときに特定登録取消者に係るデータベースを活用していないので、改善すること。	B
	アクセス権限は、採用責任者として登録された1名に限定しているか。またデータベース利用時に、どの時間に誰が何の目的で利用したかを特定できるよう、使用記録（検索対象者の記録を含む。）を適切に保管しているか。		使用記録を作成・保管していないので、改善すること。	B

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
3 学級編制の基準				
(1) 1学級の園児数	学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則としているか。	幼稚園設置基準第4条	学級が学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制するよう努めること。	A
(2) 定員の遵守	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。 (ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	特定教育・保育施設等運営基準第22条	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っているので是正すること。	C
4 受給資格等の確認と支給認定の申請に係る援助				
(1) 受給資格等の確認	特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する支給認定子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第8条	支給認定証によって、支給認定子どもの区分、有効期間及び保育必要量等を確認していないので、改善すること。	B
(2) 支給認定の申請に係る援助	支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第9条第1項	支給認定を受けていない保護者に、申請が行われるよう必要な援助を行っていないので、改めること。	A
(3) 利用者に関する市への通知（不正受給の防止）	緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第9条第2項	支給認定の変更の認定の申請について、遅くとも有効期間満了日の30日前には行えるよう必要な援助を行っていないので、改善すること。	B
5 設置者の責務				
(1) 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）	支給認定保護者から利用の申込みを受けたときに正当な理由なく拒んでいないか。	子ども・子育て支援法第33条第1項 特定教育・保育施設等運営基準第6条第1項	支給認定保護者から利用の申込みを受けたときに正当な理由なく拒んでいるので、是正すること。	C
(2) 適切かつ効果的な教育・保育	支給認定子どもに対し適切な教育・保育を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な教育・保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めているか。	子ども・子育て支援法第33条第4項	関係機関との緊密な連携等による適切かつ良質な教育・保育を効果的に行うよう努めること。	A
(3) 認可基準等の遵守	施設の認可基準及び運営に関する基準を遵守しているか。	子ども・子育て支援法第34条	教育・保育施設の認可基準及び運営に関する基準を遵守しているので、是正すること。	C

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
6 小学校就学前子どもの選考等				
(1) 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該園を現に利用している1号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該園の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該園の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（以下「選考方法」という。）により選考しているか。	子ども・子育て支援法第33条第2項 特定教育・保育施設等運営基準第6条第2項	1号認定子どもに関し、定員を上回る利用の申込みがあった場合に選考方法により公正に選考を行っていないので、改善すること。	B
	選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で選考を行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第6条第4項	選考方法について、あらかじめ明示していないので、改善すること。	B
(2) 教育・保育提供困難時の対応	利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	特定教育・保育施設等運営基準第6条第5項	自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合に、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていないので、是正すること。	C
(3) 利用調整への協力	2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する支給認定子どもに係る当該園の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第7条第2項	市が行う調整及び要請に対し、できる限りの協力をしていないので、是正すること。	C
7 虐待等の禁止				
虐待防止	園児に対し、虐待又は心身に有害な影響を与える次に掲げる行為を行っていないか。 ①園児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ②園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。 ③園児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	特定教育・保育施設等運営基準第25条 虐待防止ガイドライン	園児に対する虐待又は心身に有害な影響を与える行為（乱暴な言葉掛け、無視、行動の制限、強制、体罰など）を行っている等の実態が認められるので、是正すること。	C
	保護者に不適切な養育や虐待が疑われる場合、保護者と園児との関係に心を配り、ソーシャルワークの機能を念頭に置いて関係機関との連携のもとに、子どもの最善の利益を重視して支援を行っているか。	幼稚園教育要領第3章	保護者に不適切な養育や虐待が疑われる場合の関係機関との連携や保護者、園児への支援が不十分なのは是正すること。	C

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
	児童虐待の早期発見に努めているか。	児童虐待防止法第5条第1項	園児の心身の状態や家族の態度などに十分に注意して観察や情報収集に努めることなど、虐待の早期発見への適切な対応をしていないので、是正すること。	C
	園児及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めているか。	児童虐待防止法第5条第5項	園児及び保護者に対する児童虐待の防止のための教育又は啓発が不足しているので、是正すること。	C
	児童虐待を受けたと思われる園児を発見した者は、速やかに、これを市の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しているか。	児童虐待防止法第6条第1項	学校医、児童相談所（こども家庭センター）、福祉事務所（こども家庭支援課）、児童委員、保健所などと連携していないので、是正すること。	C

8 重要事項の説明

(1) 内容及び手続の説明及び同意	特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	特定教育・保育施設等運営基準第5条第1項	特定教育・保育の提供に際して、あらかじめ、重要な事項について文書を交付して（電磁的方法による提供の場合は、電磁的方法による提供を含む。）説明を行い、利用申込者の同意を得ていないので、是正すること。	C
			利用契約を締結していない、または、契約の内容に不備があるので、是正すること。	C
(2) 揭示	当該園の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第23条	運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の重要な事項について、園内に掲示されていないので、改善すること。	B

9 利用者負担額等

(1) 上乗せ徴収	利用者負担額の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該園の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払を支給認定保護者から受ける場合、当該対価の額を当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第13条第3項	上乗せ徴収の額が、特定教育・保育の提供に要する費用として見込まれるものとの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定していないので、改善すること。	B
			上乗せ徴収の額について、公定価格で賄えない費用についての徴収であることが客観的に説明できるものであり、かつ、金額設定について明確な算定根拠があるか。	B

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(2) 実費徴収	実費徴収を行う場合、次に掲げる費用のみとしているか。 ① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供に要する費用（3号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除く）※副食費については、世帯の所得状況等により免除される場合あり ④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項	左記に掲げる費用以外を実費徴収として徴収しているので、改善すること。	B
	実費相当を上回って保護者から徴収しているので、超過徴収分について、保護者に返還するなど、改善すること。		B	
(3) 領収書の交付	利用者負担額、上乗せ徴収、実費徴収の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第13条第5項	支給認定保護者より利用者負担額等の支払を受けた際に、領収書を交付していないので、改善すること。	B
(4) 徴収にかかる同意	上乗せ徴収及び実費徴収の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、実費徴収の支払に係る同意を除き、文書による同意を得ているか。	特定教育・保育施設等運営基準第13条第6項	金銭の使途及び額並びに支払を求める理由について書面で明らかにしていないので、改善すること。	B
			上乗せ徴収について、書面による同意を得ていないので、是正すること。	C
(5) 利用者負担金	利用者負担金が適正な額となっているか。	公定価格留意事項	施設型給付費に含まれる費用を徴収する等、不適切な利用者負担を設定しているので、是正すること。	C
(6) 施設型給付費等の額に係る通知	法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（子ども・子育て支援法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第14条第1項	施設型給付費の額を通知していないので、改善すること。	B
(7) 施設型給付費・補助金等の請求に係る適合状況	公定価格における処遇改善等加算を含む各加算等、また、補助金の請求にあたり、適合条件を満たし、適正に請求を行っているか。	公定価格留意事項 特定教育・保育適正会計通知	公定価格における処遇改善等加算を含む各加算等、また、補助金の請求にあたり、適合条件を満たし、適正に請求を行っていないので、改善すること。	B
10 苦情解決の取組み				
(1) 苦情窓口の設置	特定教育・保育の提供に関して、教育・保育給付認定子ども又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	特定教育・保育施設等運営基準第30条第1項	苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていないので、改善すること	B

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(2) 苦情内容の記録	苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第30条第2項	苦情の内容等を記録していないので、改善すること。	B
11 支給認定子どもの健康及び安全・事故防止				
(1) 心身の状況等の把握	特定教育・保育の提供に当たって、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めているか。	特定教育・保育施設等運営基準第10条	支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めること。	A
(2) 健康状態や発育及び発達状態の把握	園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うために、園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握しているか。 保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に園児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、学校医と相談するなど適切に対応しているか。	学校保健安全法第9条	園児の発育及び発達状態を把握、記録していないので、改善すること。 園児に何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合の対応に不十分な点があるので、改善すること。	B B
(3) 学校保健計画	園児及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しているか。	学校保健安全法第5条 学校保健安全法施行規則第1条 教育要領第1章第3	学校保健計画を策定し、これを実施していないので、改めること。	A
(4) 食育	健康な心と体を育てるために食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めているか。	教育要領第2章	健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向けての取り組みが不十分であるので、改めること。	A
(5) 健康診断	定期健康診断を実施しているか。 健康診断の結果に基づき、疾病の予防措置を行うなど適切な措置をとっているか。 健康診断票を適切に保管しているか。 健康診断票を進学先の校長又は転園先の園長に送付しているか。 健診結果を保護者へ通知しているか。	学校保健安全法第11条、第13条及び第14条 学校保健安全法施行規則第5条から第10条まで	年1回（6月30日まで）の健康診断が実施されていないので、是正すること。 年1回の定期歯科健康診断が実施されていないので、改善すること。 健康診断の結果に基づき、疾病の予防措置を行うなど適切な措置をとっていないので、改善すること。 健康診断票の整理・保管に不十分な点があるので、改善すること。 健診結果を校長又は園長に送付していないので、改善すること。 健診結果を保護者へ通知していないので、改善すること。	C B B B B B

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(6) 学校安全計画	園児の安全確保を図るため、当該施設及び設備の安全点検、園児に対する通園を含めた園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しているか。また、毎学期1回以上、園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行っているか。	学校保健安全法第27条及び第28条 学校保健安全法施行規則第28条及び29条 教育要領第1章第3	学校安全計画を策定し、これを実施していないので、改善すること。	B
(7) 日常的な事故予防対策及び事故発生時の記録	ヒヤリ・ハットした出来事を記録・分析するなど日常的な事故予防対策を行っているか。 (事故発生防止のためにヒヤリハット事例を報告、分析し防止対策を策定しているか。)	特定教育・保育施設等運営基準第32条第1項 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	日常的な事故予防対策が不十分なので、改善すること。 (事故発生防止の取組みが不十分なので、改善すること。)	B
	事故発生時の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第32条第3項	事故発生時の状況及び採った処置について、記録していないので、改善すること。	B
(8) 食事に係る健康と安全の向上	子どもの健康と安全の向上のため、咀嚼・嚥下機能や食物アレルギー等に配慮した食事提供を行っているか。 ・誤嚥等による窒息リスクの除去 ・発育・発達状況に応じた食事提供（離乳期、嚥下状態、食物アレルギー、体調不良に配慮した形態） ・誤食等の発生予防体制整備	特定教育・保育施設等運営基準第32条第1項 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 1(1)①ウ・オ	子どもの健康と安全に資するための食事提供に不適切な点があるので、改善すること。	B
			子どもの健康と安全に資するための食事提供に不十分な点があるので、改めること。	A
(9) 再発防止策の策定	発生した事故の態様に応じた、再発防止策を策定しているか。	事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	事故の原因を解明し、事故の再発防止のための対策を講じていないので、是正すること。	C
	事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 事故が発生した場合の対応及び②に規定する報告の方法等を含む事故発生の防止のための指針を整備しているか。 ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備しているか。 ③ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第32条第1項 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	事故発生時の対応及び事故防止のための指針を整備していないので、是正すること。	C
			事故発生を想定した対応マニュアルを作成し職員に周知していないので、是正すること。	C
			事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備していないので、改善すること。	B
			事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っていないので、改めること。	A
	園児に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該園児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。			C

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(10) 事故発生時の対応	死亡事故、意識不明事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）については、市への第1報は原則事故発生当日に報告しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第18条及び第32条第2項 特定教育・保育施設等事故報告等について 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	事故が発生した場合には、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、施設所管課に事故報告を行っていないので、是正すること。	C
(11) 疾病等への対応	在園時に体調不良や傷害が発生した場合には、その園児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、学校医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っているか。	学校保健安全法第7条 特定教育・保育施設等運営基準第18条 感染症対策ガイドライン 感染症予防対策マニュアル	在園時における園児の体調不良や傷害が発生した場合の保護者への連絡や学校医やかかりつけ医等に相談する等の処置が不適切なので、是正すること。	C
	園児の疾病等の事態に備え、保健室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全ての職員が対応できるようにしているか。		救急用の薬品、材料の常備等園児の疾病等への備えが不十分なので、改善すること。	B
	感染症やその他の疾病的発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医、市、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、協力を求めているか。		感染症発生予防への対応をしていないので、是正すること。	C
	共用の手拭き（タオル）を使用していないか。		タオルを共用しているので、改めること。	A
(12) 園外活動における安全確保	園外活動の実施にあたって、計画に基づき実施され、かつ園児の安全が確保されているか。	特定教育・保育施設等運営基準第32条第1項 児童安全確保通知	連絡体制の確保や緊急時の備え等の安全確保対策が講じられていないので、改善すること。	B
(13) アレルギー対応	緊急対応マニュアルの整備等適切な対応をし、職員全員に対応策が徹底されているか。	特定教育・保育施設等運営基準第32条第1項 アレルギー対応ガイドライン アレルギー対応の手引き エピペン処方児童への対応通知	アレルギー発症の対応訓練や安全確保が不十分なので改善すること。	B
	食物アレルギー等医療的な判断が必要な児については、医師の診断・指示に基づいて対応しているか。 ・アレルギー生活管理指導表等		医師の指導に基づいた対応に不十分な点があるので、改めること。	A
(14) 安全対策	危険等発生時において当該施設の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた「危険等発生時対処要領」を作成しているか。	学校保健安全法第29条 特定教育・保育施設等運営基準第18条	危険等発生時において当該施設の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成していないので、是正すること。	C

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(15) 児童の安全確保のための措置	学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき園の適切な環境の維持に努めるとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めているか。また、園児及び職員が手洗い等により清潔を保たれているか。	学校保健安全法第6条 学校保健安全法施行規則第1条及び第2条 特定教育・保育施設等運営基準第32条	学校環境衛生基準に基づき、園児及び職員が手洗い等により清潔を保たれていないので、改善すること。 学校環境衛生基準に基づき、施設等の温度、湿度、換気、採光等、教育・保育環境の適切な状態保持に対する配慮がなされていないので、適切な環境を維持するよう努めること。	B A
	オラブリスは施錠できる場所に管理し、数量、使用期限等管理簿に記録する等適切に管理しているか。	薬事法第48条 フッ化物洗口マニュアル	オラブリスの管理が不適切なので、改善すること。	B
	児童の安全管理に関して、職員の役割を明確にし万一の場合の避難場所、保護者、関係機関等への連絡方法を職員に周知しているか。	学校保健安全法第29条、第30条 安全確保活動措置指針	児童の安全管理が不十分なので、是正すること。	C
	市、警察署、保健所等関係機関、近隣の幼稚園や学校、民生・児童委員、地域団体と連絡を取り、連携して情報を共有できる体制になっているか。			
	門、窓、避難口、鍵等の施設設備面における安全確保ができるか点検しているか。			
	来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また不審者を想定した訓練を実施しているか。			
	所外活動においては、事前に危険な場所や設備を把握し、携帯電話、無線機等による連絡体制を確保しているか。			
(16) プール活動・水遊びを行う場合の事故の防止	監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にしているか。	プール活動等事故防止通知 プール活動等記録作成等通知	監視体制の空白が生じているなど監視体制が不十分なので、是正すること。	C
	事故を未然に防止するため、プール活動に関する教諭等に対して、園児のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行っているか。		プール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育が不十分なので、改善すること。	B
	教諭等に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けているか。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行っているか。		心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育や、119番通報を含め緊急事態へ対応するための訓練が不十分なので、改善すること。	B

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(17) プールの水質管理	園児が利用する簡易プールも含めて水質管理が徹底されているか。（遊離残留塩素濃度が適正範囲に保たれるよう毎時間水質検査を行い、濃度低下時には適切に消毒すること）	プール衛生基準通知第2-1（4）、第4-3（4） 感染症対策ガイドライン4（1）	濃度測定や濃度管理ができていないので、改善すること。	B
(18) 自動車を運行する場合の所在の確認	児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	学校保健安全法施行規則第29条の2	自動車の乗車・降車の際に児童の所在の確認を行っていないので、是正すること。	C
	児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。		送迎用車両に児童の見落としを防止する装置を備えていないので、改めること。	A
(19) 損害賠償	園児に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第32条第4項	正当な理由なく損害賠償が遅滞しているので、是正すること。	C

12 食事提供・衛生管理

(1) 献立作成	献立を作成しているか。 ・献立に基づいた食事提供 ・必要な項目（献立名、食品名、一人当たりの可食量） ・献立の記録 ・簡単な食事提供の有無	健康増進法施行規則第9条第2項	献立の内容に不十分な点があるので、改めること。	A
(2) 調理及び配膳に伴う衛生管理	調理室（居室エリアのキッチンを除く）の衛生管理は適切か。 ・非汚染作業区域と汚染作業区域の区分け ・調理器具、容器等の用途別・食品別の使用、洗浄・消毒・乾燥、保管状況 ・食品、容器の取り扱い（床面60センチ以上）、跳ね水汚染 ・手洗い設備、履物、トイレ、衛生害虫の発生 ・冷蔵・冷凍庫内、不必要的物品の保管 ・部外者の立ち入り ・調理従事者の調理作業の状況（盛付、配膳時）	大量調理マニュアルⅡ-3(1)～(8) 中小規模施設衛生管理徹底通知	調理室の衛生管理に不適切な点があるので、改善すること。	B
			調理室の衛生管理に不十分な点があるので、改めること。	A
(3) 検査用保存食	保存食として、原材料及び調理済食品（配膳後の状態）を一20℃以下で2週間以上保存しているか。 ※食品ごとに50g程度	大量調理マニュアルⅡ-5(3) 中小規模施設衛生管理徹底通知	保存食を保存していないので、改善すること。	B
			保存食について、不十分な点があるので、改めること。	A

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(4) 調理従事者等の衛生管理	調理従事者等の衛生管理を適切に行っているか。 ・作業開始前の衛生点検記録（下痢、嘔吐、発熱等） ・定期的な検便検査の実施 ・適切な手洗いの実施	大量調理マニュアルⅡ-5(4)② 労働安衛規則 第47条 感染症予防対策マニュアル	調理従事者等の衛生管理について、不適切な点があるので、改善すること。	B
	調理従事者等の衛生管理について、不十分な点があるので、改めること。		A	
(5) 食事提供に関する記録	食事提供に関する記録は適切に整備・保存されているか。 ・検食の記録 ・衛生管理記録（検収、加熱調理食品中心温度、冷蔵・冷凍庫の庫内温度、害虫駆除、配送時の保冷・保温設備、温度管理、配送時刻等の記録）	特定教育・保育施設等運営基準第12条 大量調理マニュアル 中小規模施設衛生管理徹底通知	食事提供に関する記録がないので、改善すること。	B
	食事提供に関する記録について、不十分な点があるので、改めること。		A	

13 非常災害・防火対策

(1) 防火管理者等管理体制	施設において、防火管理者を選任し、所轄消防署に届け出ているか。	消防法第8条第1項及び第2項 消防法施行令第3条の2 消防法施行規則第3条の2	施設において、防火管理者を選任し、所轄消防署に届け出っていないので、是正すること。	C
(2) 消防計画	施設において、消防計画を作成し、又は変更した場合は、所轄の消防署に届け出ているか。	消防法施行規則第3条	防火管理者は消防計画を作成し、又は変更した場合は、所轄の消防署に届け出ていないので、是正すること。	C
(3) 消防署の立入検査	消防署の立入検査の指示事項が改善・報告されているか。	消防法第4条第1項	消防署の立入検査の指示事項を履行していないので、改善すること。	B
(4) 消防用設備の整備	カーテン等に防炎性能等を有するものを使用しているか。	消防法第8条の3第1項 消防法施行令第4条の3	防炎性能を有するカーテン等を使用していないので、改善すること。	B
(5) 消防用設備等の点検及び報告	資格を有する者が、告示に定める基準に従って消防用設備の点検を行い、所轄消防署へ報告しているか。	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第1項 消防庁告示第9号(H16.5.31)	消防用設備等の定期点検（6か月ごと）に漏れがあるので、是正すること。	C
	消防用設備等の点検で見つかった不備・不良箇所を速やかに整備しているか。	消防法第17条第1項	消防用設備等の点検で見つかった不備・不良箇所を速やかに整備していないので、是正すること。	C
(6) 避難上必要な施設等の管理	消防用設備等の点検結果を保存しているか。	消防用設備等届出運用通知第2-3-(1)	消防用設備等の点検結果を保存していないので、改めること。	A
	廊下、階段、避難口等に避難の支障になる物件が放置等されていないか。 非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。	消防法第8条の2の4 市火災予防条例第49条の2及び第49条の3	避難口等に避難の重大な支障になる物件が放置等されているので、是正すること。	C
	非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が点検されていないので、是正すること。		C	

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(7) 避難訓練及び消火訓練	避難訓練及び消火訓練を年2回以上実施しているか。	消防法施行令第3条の2第2項 消防法施行規則第3条第10項及び第11項	避難訓練及び消火訓練を年2回以上実施していないので、是正すること。	C
	訓練計画、訓練実施記録を保管しているか。		避難・救出訓練及び消火訓練の記録簿を整備・保存していないので、改めること。	A
	避難訓練及び消火訓練を実施した時は、反省点、次回訓練の改善点等をまとめ全職員に周知しているか。		避難訓練及び消火訓練を実施した時は、反省点、改善点等をまとめ全職員に周知していないので、改めること。	A

14 記録の整備

(1) 規程の整備	学則（園則）が整備されているか。	学校教育法施行規則第3条	園則が整備されていないので、是正すること。	C
	学則（園則）で定めるべき事項が定められているか。	学校教育法施行規則第4条	園則で定めるべき事項が定められていないため、是正すること。	C
	運営規程が整備されているか。	特定教育・保育施設等運営基準第20条	運営規程が整備されていないので、是正すること。	C
	運営規程で定めるべき事項が定められているか。		運営規程で定めるべき事項が定められていないため、是正すること。	C
(2) 職員に関する記録の整備	職員に関する諸記録を整備しているか。 (労働者名簿、資格証明書、履歴書等人事管理に必要な書類、賃金台帳等)	特定教育・保育施設等運営基準第34条第1項 労基法第15条及び第107条から109条 労基法施行規則第53条から第56条	職員関係帳簿（労働者名簿、資格証明書、履歴書）を整備していないので、改善すること。	B
			賃金（給与）台帳を整備していないので、改善すること。	B
(3) 特定教育・保育の提供に関する記録の保存	支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 ① 教育・保育要領に基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 ② 特定教育・保育施設等運営基準第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③ 特定教育・保育施設等運営基準第19条に規定する市町村への支給認定保護者に関する通知に係る記録 ④ 特定教育・保育施設等運営基準第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 特定教育・保育施設等運営基準第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	特定教育・保育施設等運営基準第34条第2項	特定教育・保育の提供に関する必要な記録を作成していない、または不十分なでは是正すること。	C
			特定教育・保育の提供に関する記録の保存年限を5年間にしていないので、改善すること。	B

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
15 教育及び保育を行う期間及び時間				
(1) 教育週数	毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはいないか。 (特別の事情とは、台風、地震、豪雪などの非常変災、その他急迫の事情があるときや伝染病の流行などの事情が生じた場合のことを指す。)	学校教育法施行規則第37条 教育要領第1章第3	毎学年の教育週数が39週を下っているので、是正すること。	C
(2) 教育時間	教育に係る標準的な1日当たりの時間は4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮しているか。	教育要領第1章第3 教育・保育要領第1章第2	教育時間の設定が不適切なので是正すること。	C
(3) 保育時間等	保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とし、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定めているか。	教育・保育要領第1章第2	保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間の設定が不適切なので是正すること。	C
(4) 休日・休園	開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めているか。	学校保健安全法第19条及び第20条 学校保健安全法施行令第7条 学校保健安全法施行規則第18条から第21条まで	地域の実情に応じて定めていないので、是正すること。	C

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
16 教育及び保育の内容に関する目標				
(1) 教育の目標	<p>義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するため、次に掲げる目標を達成するよう教育を行っているか。</p> <p>①健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。</p> <p>②集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。</p> <p>③身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。</p> <p>④日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。</p> <p>⑤音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。</p>	学校教育法第23条	教育の目標を達成するような取り組みが不十分なので改善すること。	B
(2) 教育の内容	幼稚園教育要領に基づいた教育の提供を適切に行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第15条第2項 幼稚園教育要領	幼稚園教育要領に基づいた教育の提供を適切に行っていないので是正すること。	C
(3) 教育課程の編成	教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法、幼稚園教育要領に示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成しているか。	幼稚園教育要領第1章3	教育課程を編成していないので、是正すること。	C
(4) 指導計画	長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導を行っているか。	教育要領第2章第4 幼稚園教育要領第1章4	長期の指導計画を作成していないので是正すること。	C
			短期の指導計画を作成していないので是正すること。	C

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(5) 記録状況	特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。また、記録は適切に整備しているか。	学校教育法施行規則第25条及び第28条 特定教育・保育施設等運営基準第12条及び第34条	教育・保育の状況（教育課程その他の教育及び保育の内容・指導計画に基づく集団の状況）を表している記録（日誌等）を適切に整備していないので、改善すること。	B
(6) 指導要録	園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しているか。	学校教育法施行規則第24条 特定教育・保育施設等運営基準第11条 指導要録通知	園児が進学した際に当該園児の指導要録の抄本又は写しを進学先の校長に送付していないので、是正すること。	C
	園長は、園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の写しを作成し、その写し（転園してきた園児については転園により送付を受けた指導要録の写しを含む。）を転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しているか。	学校教育法施行規則第24条 特定教育・保育施設等運営基準第11条 指導要録通知	園児が転園した際に当該園児の指導要録の抄本又は写しを転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付していないので、是正すること。	C

17 特定教育・保育に関する評価

(1) 特定教育・保育の自己評価	特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	学校教育法施行規則第66条 特定教育・保育施設等運営基準第16条第1項	特定教育・保育の質の評価や改善の取組みが不十分なでは是正すること。	C
(2) 特定教育・保育の学校関係者評価	特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	学校教育法施行規則第67条 特定教育・保育施設等運営基準第16条第2項	保護者や関係者又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めること	A

18 子育ての支援

(1) 相談及び援助	常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第17条 幼稚園教育要領第3章	子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていないので、改善すること。	B
(2) 情報提供	保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、園の教育活動その他の運営の状況に関する情報を積極的に提供しているか。	学校教育法第43条 幼稚園教育要領第3章	保護者及び地域住民その他の関係者に対し、園の教育活動その他の運営の状況に関する情報を積極的に提供していないので、改めること。	A

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(3) 情報提供	特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	特定教育・保育施設等運営基準第28条第1項	特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めること。	A
(4) 広告	当該園について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。	特定教育・保育施設等運営基準第28条第2項	広告が虚偽のもの又は誇大なものとなっているので、改めること。	A
19 個人情報の適正管理				
(1) 個人情報の適正管理	園児の個人情報の持ち出しがないか等適切に管理しているか。 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもとの保護者の同意を得ているか。	特定教育・保育施設等運営基準第27条 個人情報適正管理通知	園児の個人情報を適切に管理していないので、改善すること。 関係機関に対し、情報を提供する際に、文書により保護者の同意を得ていないので、改善すること。	B
(2) 個人情報の保護	個人情報の保護に関する方針及び取り扱いに関する規程等を整備しているか。 委託先等の契約に際して、個人情報の保護に関する条項を規定しているか。	個人情報保護法ガイドライン（通則編）	ガイドラインに沿って、個人情報保護管理規程の整備等必要な措置を講じていないので、是正すること。 委託先等との契約に際して、個人情報保護に関する条項を盛り込む等必要な措置を講じていないので、改善すること。	C B
(3) 職員の秘密の保持のための措置	職員が在職中のみならず、退職後も業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか。	特定教育・保育施設等運営基準第27条第1項 特定教育・保育施設等運営基準第27条第2項	職員が業務上知り得た秘密について、在職中はもとより、退職後においても他に漏らすことのないよう、秘密の保持に関する誓約書の徴収等必要な措置を講じていないので、改善すること。	B
20 業務管理体制の整備				
業務管理体制の整備	業務管理体制の整備を行っているか。	子ども・子育て支援法第55条 子ども・子育て支援法施行規則第45条及び第46条 業務管理体制について	業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ていないので、改善すること。 法令を遵守するための責任者を選任していないので、改善すること。 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していないので、改善すること（確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の特定教育・保育提供者に限る）。 業務執行の状況の監査を定期的に行っていないので、改善すること（確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の特定教育・保育提供者に限る）。	B B B B

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
21 利益供与等の禁止				
利益供与等の禁止	利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	特定教育・保育施設等運営基準第29条第1項 特定教育・保育施設等運営基準第29条第2項	利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していることが認められたので、是正すること。	C
	利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。		利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していることが認められたので、是正すること。	C
22 職員の待遇				
(1) 就業規則の整備	就業規則を作成・改正しているか。	労基法第89条及び第90条 労基法施行規則第49条	常時、職員10名以上の施設 [*] において、所定の手続きを経て就業規則を作成していないので、是正すること。 <small>*常時10名以上の施設とは、常態として10名以上職員がいることを意味し、この職員の中には施設長及び非常勤職員も含まれる。</small>	C
	作成した就業規則を所轄の労働基準監督署に遅滞なく届け出ているか。		作成した就業規則を所轄の労働基準監督署に遅滞なく届け出ていないので、改善すること。	B
	就業規則の内容が労働基準法等に適合しているか。		常時、職員10名未満の施設は、所定の手続きを経て就業規則を作成するよう努めること。	A(助言)
	高年齢者（60歳～65歳）の雇用確保措置を導入しているか。		就業規則の内容を最新の労働基準法等に適合していないので、是正すること。	C
(2) 就業規則の整備	(就業規則または独立した規程として)育児・介護休業等を適正に定めているか。	労基法第89条及び90条 労基法施行規則第49条	高年齢者雇用安定法の趣旨に沿った措置を講じていないので、改善すること。	B
	就業規則の規定内容と現状に相違はないか。		所定の手続きを経て育児・介護休業規程（就業規則の一部となる）を整備していないので、是正すること。	C
	就業規則は、常時事業所の見やすい場所へ掲示、備え付け、書面の交付等により職員に周知できているか。	労基法第106条第1項	作成した育児・介護休業規程（就業規則の一部となる）を所轄の労働基準監督署に届け出ないので、改善すること。	B
			就業規則の規程内容と現状等に齟齬があるので、是正すること。	C
			事業所の見やすい場所へ掲示、備え付け、書面の交付等により職員に周知するよう努めること。	A

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
	使用者は労働者に対して、年次有給休暇を取得させているか。	労基法第39条第7項	年10日以上付与される者に対して、年5日については、使用者が時季を指定して取得させていないので、改めること。	A
(3) 給与	給与規程を適正に、作成・改正しているか。 また、作成・改正ごとに労働基準監督署に届け出ているか。	労基法第89条及び第106条第1項	所定の手続きを経て給与規程（就業規則の一部）を作成していないので、是正すること。	C
	給与及び諸手当の決定手続き及び支給基準が明確になっているか。		作成した給与規程（就業規則の一部）を所轄の労働基準監督署に遅滞なく届け出ていないので、改善すること。	B
	給与規程に基づき定期昇給及び昇格を行っているか。給与規程がない、特別の昇格や昇給を行っている場合、その理由等を裏議書等により明確にするなど、透明性のある決定手続きを行っているか。		給与規程（就業規則の一部）の内容に不備があるので、改善すること。	B
	給与を給与規程に基づき適正に支給しているか。		初任給決定、昇給昇格基準及び諸手当等の決定手続き及び支給基準を明確にしていないので、改善すること。	B
	労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っているか。		給与規程に基づかない特別の昇格や昇給が行われているが、その決定手続きが不透明なので、是正すること。	C
		最低賃金法第4条第1項及び第2項 労基法第24条第1項	給与規程の内容と現状に齟齬があるので、是正すること。	C
(4) 労働時間の把握	労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録しているか（管理監督者を含むすべての労働者）。	労働安全衛生法第66条の8 労働時間適正把握措置ガイドライン	労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録していないので、改めること。	A
	時間外勤務命令簿等を整備するなど時間外勤務時間の正確な把握に努めているか。		時間外勤務時間を正確に把握できていないので、改善すること。	B
	労働時間の記録に関する書類を3年間保存しているか。		労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間保存していないので、改めること。	A
(5) 労使協定 ①時間外労働、休日労働	法定時間外労働及び法定休日労働を行わせる場合は、職員代表と書面による協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	労基法第36条 労基法施行規則第16条及び第17条	労働基準法第36条に基づく協定は、期間満了前に労働基準監督署に届け出ないので、是正すること。	C
	時間外労働時間が協定に定める時間を超えていないか。		時間外労働時間が協定に定める時間を超えているので、是正すること。	C
(6) 労使協定 ②変形労働時間制	1か月を超えた変形労働時間制を採用する場合は、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	労基法第32条、第32条の2及び第32条の4	1か月を超えた変形労働時間制に関する協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届け出ないので、是正すること。	C
(7) 労使協定	労働者を宿直又は日直の勤務で断続的な業務に就かせる場合、労働基準監督署の許可を得ているか。	労基法第41条	宿直又は日直の勤務で断続的な業務に関して、所轄の労働基準監督署の許可を受けていないので、改善すること。	B

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
③宿泊の許可	宿泊又は日直の勤務で断続的な業務に関して許可内容どおりとなっているか。	労基法施行規則第23条	宿泊又は日直の勤務で断続的な業務に関して許可内容と現状等に差異がみられるので、改めること。	A
(8) 職員の採用・労働環境の整備 ①労働条件の明示	職員（非常勤職員・嘱託職員等含む）の採用に当たって、労働条件を明示しているか。	労基法第15条 労基法施行規則第5条 パートタイム・有期雇用労働法第6条及び第7条 パートタイム・有期雇用労働指針	採用又は契約更新時に、雇用通知書等により労働条件を明示していないので改善すること。	B
	正社員（無期契約労働者）と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、不合理な待遇差を設けていないか。	パートタイム・有期雇用労働法第8条及び第9条	採用又は契約更新時に、雇用通知書等により明示すべき労働条件に漏れがあるので改めること。	A
	職員を採用した場合は、社会保険等へ適正に加入しているか。	健康保険法第3条第3項 厚生年金保険法第6条 労働者災害補償保険法第3条 雇用保険法第5条及び第6条	社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）へ適正に加入していないので、改善すること。	B
(10) 職員の採用・労働環境の整備 ③ハラスメントの防止措置	ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント）の防止のために、必要な措置を講じているか。	労働施策総合推進法第30条の2 男女雇用機会均等法第11条第1項から第3項 育児・介護休業法第25条第1項及び第2項	ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント）の防止のために、必要な措置を講じていないので、改めること。	A
(11) 職員の採用・労働環境の整備	職員の資格証明書、履歴書等人事管理に必要な書類は、整理保存されているか。	労基法第15条及び第107条から109条 労基法施行規則第53条から第56条	職員関係帳簿（労働者名簿、資格証明書、履歴書）を整備していないので、改善すること。	B
	賃金台帳を整備しているか。		賃金（給与）台帳を整備していないので、改善すること。	B
(12) 職員の健康管理 ①労働安全衛生関係	【職員数が常時50人以上の施設・事業所】 衛生推進者を選任しているか。	労働安衛法第12条及び第13条 労働安衛規則第7条及び第13条 福祉従事者確保指針	衛生管理者又は産業医を選任していないので、改善すること。	B
	【職員数が常時50人以上の施設・事業所】 衛生委員会を設置し、労働安全衛生法の規定のとおり運営しているか。		衛生委員会が労働安全衛生法の規定のとおり運営していないので、改めること。	A
	【職員数が常時50人以上の施設・事業所】 定期健康診断の結果について労働基準監督署に報告しているか。		定期健康診断の結果について、労働基準監督署に報告していないので、改めること。	A
	【職員数が常時50人以上の施設・事業所】 職員の心の健康の保持増進のための措置としてストレスチェック制度を活用しているか。 また、その検査結果を年1回労働基準監督署に報告しているか。		ストレスチェックを実施して、その結果を所轄の労働基準監督署に報告していないので、改めること。	A

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
	【職員数が常時10人以上50人未満の施設・事業所】衛生推進者を選任しているか。	労働安衛規則第12条の2、第12条の3及び第12条の4	衛生推進者を選任していないので、改善すること。	B
(13) 職員の健康管理 ②職員の健康診断	職員の定期健康診断を1年に1回以上実施しているか。また、夜間勤務職員がいる場合は、6か月に1回以上実施しているか。	学校保健安全法第15条 学校保健安全法施行規則第15条 労働安衛法第66条 労働安衛規則第44条及び第45条	職員健康診断が未実施なので、是正すること。	C
			職員健康診断の必要な検査項目に漏れがあるので、改めること。	A
			職員健康診断票を作成していないので、改めること。	A
			夜間業務に従事する職員において、6か月に1回健康診断を実施していないので、改善すること。	B
			常勤職員と同様の健康診断が実施されていないので、改善すること。	B
(14) 職員の健康管理 ②職員の健康診断	非常勤職員、パート職員等についても、適正に健康診断を実施しているか。	パートタイム・有期雇用労働者指針 短時間労働者雇用管理改善通知 11(4)ト	常勤職員と同様の健康診断が実施されていないので、改善すること。	B
	常時雇用する職員を採用するときは、必要な項目について医師による健康診断を行っているか。	労働安衛規則第43条	常時雇用する職員の採用にあたり、健康診断を実施していないので、改善すること。	B
	健康診断の結果に基づき、治療を指示するなど適切な措置をとっているか。	学校保健安全法第16条 学校保健安全法施行規則第16条	健康診断の結果に基づき、治療を指示するを行うなど適切な措置をとっていないので、改善すること。	B
	健康診断結果を5年間保存しているか。	労働安衛法第66条の3 労働安衛規則第51条	健康診断の記録を5年間保存していないので、改善すること。	B
	介護業務に従事する職員については、雇い入れの際、当該業務への配置換えの際及びその後6月ごとに1回、腰痛に係る健康診断を行っているか。	腰痛予防対策指針 別添 4 健康管理(1)健康診断	腰痛予防のため、健康診断等必要な措置を講じていないので、改めること。	A
23 受動喫煙防止対策				
受動喫煙防止対策	受動喫煙防止等に関する措置を講じているか。	県受動喫煙防止条例 県受動喫煙防止施行規則 受動喫煙防止対策通知	受動喫煙防止等に関する措置が講じられていないので、改善すること。	B
24 特定子ども・子育て支援施設運営基準の遵守				
(1) 子ども・子育て支援の提供の記録	特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第54条	特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、具体的な内容その他必要な事項を記録すること。	B
	特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払を受けているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第55条第1項	締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価の額と異なる額を受領しているので、是正すること。	C

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(2) 利用料及び特定費用の額の受領	子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定される費用（特定費用）の支払を受ける場合において、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第55条第2項	事前に、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ていないので、是正すること。	B
(3) 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第56条第1項	特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付していないので、是正すること。	C
	領収証は、利用料の額と子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定される費用（特定費用）の額とを区分して記載しているか。		領収証の利用料と特定費用の額を区分して記載していないので、是正すること。	C
	特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第56条第2項	特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していないので、是正すること。	C
(4) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第59条	施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしているので、是正すること。	C
(5) 秘密保持等	正当な理由なく、業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第60条第1項	正当な理由なく、業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしているので、是正すること。	C
	職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第60条第2項	他に漏らすことのないよう、秘密の保持に関する誓約書の微収等必要な措置を講じていないので、改善すること。	B
	小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第60条第3項	他機関等に施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ていないので、是正すること。	C
(6) 記録の整備	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第61条第1項	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していないので、改善すること。	B
	特定子ども・子育て支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第61条第2項	特定子ども・子育て支援の提供に関する記録を整備し、5年間保存していないので、改善すること。	B

新制度幼稚園 確認指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
25 適正な会計処理				
(1) 適正な会計処理	物品購入や経費支出の事務を複数職員で担当するなど、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検の実施等によって、適正な会計処理を行っているか。	特定教育・保育適正会計通知	内部牽制に配慮した業務分担、自己点検の実施していないので、是正すること。	C
	経理規程等、必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。		経理規程等を整備し、当該規程等に基づきた適切な運用をしていないので、是正すること。	C
	支出にあたり、領収書等の証憑書類を適切に管理しているか。		支出にあたり、領収書等の証憑書類を適切に管理していないので、是正すること。	C
	証憑書類のみでは施設運営との関係が確認できない支出については、内容等の把握ができる資料を残しているか。		証憑書類のみでは施設運営との関係が確認できない支出については、内容等の把握ができる資料を残していないので、是正すること。	C
(2) 会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第33条	特定教育・保育施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分していないので、是正すること。	C
26 特定教育・保育に関する情報の報告及び公表				
(1) 特定教育・保育に係る情報の報告	特定教育・保育提供者は、提供する教育・保育等に係る情報を、施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しているか。	子ども・子育て支援法第58条第1項 子ども・子育て支援法施行令第21条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第49条、第50条	特定教育・保育に係る情報を報告していないので、改善すること。	B
(2) 経営情報の報告	特定教育・保育提供者は、毎事業年度終了後5月以内に、経営情報を、施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しているか。	子ども・子育て支援法第58条第2項 子ども・子育て支援法施行令第21条第2項 子ども・子育て支援法施行規則第50条の2	経営情報を報告していないので、改善すること。	B